

漢の文帝遺詔と短喪制の行方

—「以日易月」を中心にして—

はじめに

父母の爲の三年喪は、『禮記』王制篇に「三年の喪は天子より達す」（三年之喪自天子達）とあるが如く、「經」によって規定された絶対的な理念であり、「孝」とも關わって「禮」の中でも特に重視されるものである。しかし、斯様に重要なものでありながら、皇帝が父母の爲に三年の喪に服するには、政務の停滞を招くためにほぼ不可能であった。

この三年喪の様に、經書の理念と現實とが乖離している場合、漢代では「故事」と呼ばれる前例に則ることによって現實に對應している。例えば、本稿で取り上げる皇帝の三年喪の場合は、薄葬短喪を指示した漢の文帝の遺詔を「故事」として利用し、喪服期間を短縮していた。この後世において「文帝の故事」や「漢文の權制」と呼ばれる漢の文帝遺詔は、漢以後も影響力を持ち、歴代王朝の皇帝達はその遺詔において文帝遺詔を踏まえて薄葬短喪を指示し續けていた。本稿では、文帝遺詔の中から、特に短喪に關する部分を取り上げ、その漢代から唐代までの受容及び短喪制との關わりについて考察していく。

漢の文帝遺詔と短喪制の行方

一、漢の文帝遺詔

まずは、薄葬短喪の論據となつた文帝の遺詔を確認したい。以下、長文ではあるが遺詔全文を引用する（傍線は筆者、以下同じ）。

朕わ之のを聞きけり、蓋あし天下萬物の萌生に、死有らざる靡なし。死は天地の理、物の自然にして、奚なぞ甚だいだ哀れしむべけんや。今の世に當りて、咸みな生うを嘉よして死を惡しおみ、葬うを厚こくし以て業わざを破はり、服はを重おくし以て生うを傷いたぶ。吾われ甚だいだ取とらず。且しつ朕わは既すでに不德ふとくにして、以て百姓ひやくしを佐さくこと無なし。今崩くずするに、又た服はを重おくし臨らを久しうくし、以て寒暑かんしよの數すうに罹あり、人の父子ふしやを哀れみ、長幼ちやうぎょの志しを傷いたひ、其の飲食おんじきを損そんなひ、鬼神きじんの祭祀さいしを絶ぜつち、以て吾われが不德ふとくを重おねしむれば、天下あひを謂いせん。朕わ宗廟むすびやうを保ほち、眇めう眇めうの身みをして天下あひ君王きゆうおうの上うへに託たくすを獲とること、二十有餘年じゅうにゆねんなり。天あまの靈れい、社稷しゃけいの福ふくに頼たのり、方内ほうない安寧あんねいにして、兵革ひょうがく有る靡なし。朕わ既すでに不敏ふみんにして、常つねに行いを過こち、以て先帝せんていの遺德ゐとくを羞ぢむる畏いれ、惟いだ年としの久長くぢやうにして、不終ふしゆを懼おのれしに、今乃いまち幸さいにして天年てんねんを以て復か代しろまでの受容じゅうよう及び短喪制たんそうせいとの關かんわりについて考察かうさしていく。

洲 脇 武 志

も、其れ奚ぞ哀念すること之れ有らん。

其れ天下の吏民に令す。令到れば出でて臨すること二日にして、皆服を釋け。婦を取り女を嫁がせ祀を祠り酒を飲み肉を食ふを禁ずること無かれ。自ら喪事に給し服臨に當る者は、皆踐すること無かれ。経帶は三寸を過ぐること無かれ。車及び兵器に布くこと無かれ。民を發して宮殿中に哭臨せしむること無かれ。殿中の臨に當る者は、皆旦夕を以て各おの十五たび音を擧げ、禮畢れば罷めよ。旦夕の臨時に非ざれば、禁じて擅哭するを得ること無かれ。以に下せば、服すること大紅は十五日、小紅は十四日、纖は七日にして、服を釋け。它的令中に在らざる者は、皆此の令を以て比類し事に從へ。天下に布告して、朕の意を明知せしめよ。霸陵山川は其の故に因りて、改むる所有の無かれ。夫人以下少使に至るまでを歸せよ。

(『漢書』卷四 文帝紀) 文帝は遺詔の前半部分において、死の必然と自身の不徳、そして厚葬久喪の弊害を述べ、後半部分の「其れ天下の吏民に令す」から、以下に示す葬儀に關する具體的な指示 ([A] ～ [M]) を出していく。

[A] 天下の吏民は、この令の到着後、出でて哭臨すること三日で、喪服を脱ぐこと。

[B] 結婚・祭祀・飲酒・食肉を禁じないこと。
[C] 自ら喪事に從い、喪に服し哭臨するべき者は、皆裸足にならないこと。
[D] 経帶の幅が三寸を超えないこと。

[E] 戰車や甲冑を着た兵士を葬時に用いないこと。
[F] 民を徵發して宮殿で哭臨させないこと。

[G] 殿中で哭臨する者は、朝夕十五たび聲を上げ、禮がすんだらや

めること。

[H] 朝夕決められた時以外は、好き勝手に哭臨をさせないこと。
[I] 埋葬後、「服すること大紅は十五日、小紅は十四日、纖は七日」したら、喪服を脱ぐこと(後述)。

[J] その他言及しなかつたものに關しては、この令より類推して行うこと。

[K] この令を天下に布告して我が意を知らしめること。

[L] 霸陵の山川は、埋葬のためにその姿を改めないこと。

[M] (後宮の女性のうち)夫人から少使までを家に歸らせること。後世、この遺詔が薄葬及び短喪を諱める遺詔の典據となり、後半部分の詳細な指示も引き繼がれていくこととなる。さて、本稿で取り上げる短喪制の直接の論據となるのは、「I」の傍線部分であるが、この箇所は短喪制の論據であると同時に、「A」～「M」の内で、最も注が多く付けられている難讀の箇所である。それでは、後人達はどうの様にこの遺詔を理解したのであろうか。まずは『漢書』注釋者達の解釋を確認したい。

一、『漢書』注釋者達の解釋

(1) 服虔説
〔1〕 服虔曰く、皆當に大功小功布と言ふべき也。纖は、細布の衣也。
〔2〕 「服大紅十五日、小紅十四日、纖七日」の中での問題となるのは、「大紅」、「小紅」、「纖」の解釈である。當該箇所には服虔(後漢)・應劭(後漢)・晉灼(西晉)・顏師古(唐)の四人が注釋を付けてるので、順に検討していきたい。

服虔は、「大紅」「小紅」を「大功布衰裳」「小功布衰裳」、「纖」を「細布の服」と捉える。なお、「細布の服」であるが、恐らくこれは「總麻」に相當する喪服を指すのである。⁽⁸⁾ この解釋に従えば、當該箇所は、「埋葬後、大功布衰裳を一五日間、次いで小功布衰裳を一四日間、最後に細布の服を七日間着て、喪服を脱げ」となる。正式な三年喪であれば、服紀は二十七ヶ月乃至は二十五ヶ月既葬（既葬）小祥間は「六升」の服を、小祥（大祥間は「練衣」の服を、そして大祥（禫間は「衰服麻衣」を着るわけであるが、服虔説はその期間と喪服の程度を大幅に軽くした、と解釋するのである。

（2）應劭説

應劭曰く、紅といふは、小祥大祥は紅を以て領縫と爲せばなり。纖とは、禫也。凡そ三十六日にして服を釋く。此れ日を以て月に易ふる也。

應劭は、「大紅」「小紅」と言うのは小祥と大祥の間に着る練衣の襟が「紅」であることに據る⁽⁹⁾として、「大紅」「小紅」を「大祥」「小祥」と捉え、「纖」を「禫」と解釋する。したがつて遺詔は「埋葬後、大祥（まで）は十五日、小祥（まで）は十四日、「禫」（まで）は七日とし、その後に喪服を脱げ」となる。本来ならば、「小祥（十三ヶ月目）→大祥（二十五ヶ月目）→禫（二十五又は二十七ヶ月目）」であるが、應劭は「小祥（十四日目）→大祥（二十九日目）→禫（三十六日目）」に短縮した、と解釋する。

そして應劭は、文帝が指示する服紀の合計が三十六日であることに着目して、この遺詔は、三年の服紀を——實際は足かけ三年（二十七ヶ月乃至は二十五ヶ月）だが、ここでは三年喪を額面通りの三十六ヶ

月とした上で——「日を以て月に易」えた、つまり三十六ヶ月を三十六日に置き換えたのだ、と解釋している。

さてここで、應劭注に見える「以日易月」について確認しておきたい。この「以日易月」とは、藤川正數氏が既に指摘している通り、『儀禮』喪服傳に見える言葉である。ただし、これは三年喪とは直接關係しない、所謂「無服の殤」に關する規定である。『儀禮』喪服傳の當該箇所を見てみたい。

傳に曰く、……年十九より十六に至るまでを長殤と爲し、十五より十一に至るまでを中殤と爲し、十一より八歳に至るまでを下殤と爲し、八歳に満ざりしより以下は皆無服の殤と爲す。無服の殤は、日を以て月に易ふ。日を以て月に易ふるの殤は、殤めども服無し。⁽¹⁰⁾

「殤」とは未成年で死んだ場合の呼稱で、年齢によって「長殤」（十九～十六歳）・「中殤」（十五～十一歳）・「下殤」（十一歳～八歳）・「無服の殤」（八歳未滿）に分けられる。『儀禮』は、「長殤」・「中殤」・「下殤」の三者、つまり八歳以上だと「有服の殤」となって、親族は服喪しなければならないが、八歳未滿だと「無服の殤」となり、「日を以て月に易」えた期間、服喪せずにその死を傷む、と規定する。しかしここでは、「無服の殤」の期間は明示されていないため、鄭玄及び馬融・王肅がその期間について次の様に解釋している。

まず、鄭玄は「日を以て月に易ふるとは、一月を生きる者は、之を哭すること一日なるを謂ふ也。殤めども服無しとは、之を哭するのみ」と注して、對象者が生きた月數を日に置き換えて哭す、と解釋している。例えば満五歳ならば五×十二=六十ヶ月で六十日哭することとなる。

一方、馬融・王肅は「王肅馬融以爲へらく、日をもて月に易ふると
は、哭するの日を以て服するの月に易ふ。殤の期親なれば、則ち旬有

三日を以て哭し、緇麻の親なる者なれば、則ち三日を以て制と爲す」⁽¹⁴⁾

として、対象者が成人して本服となつた場合の月數を日數に置き換えて哭す、と解釋する。本服が期（十三ヶ月）なら十三日、緇麻（三ヶ月）なら三日哭するのである。⁽¹⁵⁾ 以上の事から、應劭の「以日易月」は、馬融説に基づいて文帝遺詔の解釋に援用していることがわかる。では、再び『漢書』注釋者達の解釋を見ていきたい。

（3）晉灼説

晉灼曰く、漢書は例として紅を以て功と爲す也。⁽¹⁶⁾

晉灼は、『漢書』では通例として「紅」を「功」とすると⁽¹⁷⁾、「大紅」「小紅」を「大功」、「小功」と解釋している。晉灼の解釋も服虔の解釋と同様である。

（4）顏師古説

師古曰く、紅は功と同じ。服晉の二説是也。此の喪制は、文帝自ら口が意に率ひ創めて之を爲り、周禮より取ること有るに非ざる也。何爲れぞ日を以て月に易へんや。三年の喪は、其の實は二十七月にして、豈に三十六月の文有らん。禫も又た七月無き也。應氏既に之を前に失す、而れども近代の學者謬説に因循して、未だ之を思はざる也。⁽¹⁸⁾

顏師古は、「服晉の一説是也」と、服虔・晉灼説に賛同した上で、文帝の短喪制を周禮に基づかない文帝の獨創だとしている。更に顏師古は、「以日易月」による解釋についても、三年喪が實質一十七ヶ月

（鄭玄説）であること、「禫」まで七ヶ月も間を置かないと、の二點を擧げて、應劭説の論理的破綻を指摘し、應劭及び應劭説に因循する者達へ批判を行っている。

以上を整理すると、文帝遺詔に付けられた四人の注釋は、服虔説と應劭説の二つに分けることができる。服虔説と應劭説は、共に文帝の遺詔を「埋葬後三十六日間の喪に服する」ものと解釋しているが、前者は喪服の切り替えを指示するものとして捉えている（顏師古はこれに加えて、この短喪制は文帝の獨創で、經書に則っていないものとする）。後者は小祥・大祥・禫までの日數を規定したものとし、『儀禮』喪服傳の「日を以て月に易ふ」を援用して、文帝の短喪制を解釋している。今、兩者の説を比較すると、やはり應劭説の牽強付會ぶりが目立ち、服虔説が妥當かと思われる。そもそも、文帝遺詔は「埋葬後、三十六日間の喪に服せ」と命じているが、三年喪の起點は、埋葬後からではなくその死からである。その點からも、應劭説が説得力に缺けるのが窺えよう。しかし、應劭説の登場後、「近代の學者」は應劭説に「因循」し、文帝の短喪制は應劭説、特に「以日易月」を用いての解釋が主流となる。續いて政治の場における文帝遺詔の受容について確認したい。

三、前漢～南北朝時代における文帝遺詔の影響

（1）前漢・後漢

まずさかのぼって、前漢時代から検討していきたい。

文帝遺詔の影響は、早くも前漢後期に見える。『漢書』卷八十四 翟方進傳には、「後母の終に及び、既に葬りて三十六にして、服を除き起ちて事を視る。以爲へらく身は漢相に備わり、敢て國家の制を踰

えず」とあり、顚師古が「漢制は文帝遺詔の後より、國家遵ひて以て常と爲す。大功十五日、小功十四日、總麻七日なり。方進自ら大臣なるを以て、故に敢て制を踰えずと云ふ」⁽²⁾と注する様に、翟方進は文帝の遺詔を踏まえて自らの服紀を短縮している。そしてこの短喪制は『後漢書』禮儀志下 大喪に、

故事に、「百官は五日に一たび會臨す。故の吏二千石・刺史、京都に在りし郡國の上計の掾史は皆五日に一たび會す。天下の吏民は喪を發し、臨すること三日。葬に先んずること一日に、皆旦晡に臨す。既に葬むれば、服を釋き、嫁娶、祠祀を禁ずること無し。佐史以下は、布衣冠幘し、経帶は三寸を過ぐること無くして、庭中に臨す。武吏は布幘大冠す。大司農見錢・穀を出し、六丈の布直を給す。以に葬むれば、大紅は十五日、小紅は十四日、纖は七日にして、服を釋く。

と、「故事」として記されており、漢の通例となっていたのである。兩者共に明確に文帝遺詔を踏まえるものであるが、ここからは服虔説か應劭説かの判断はできない。しかし、同じく『後漢書』禮儀志下 大喪に、

皇帝皇后より以下は皆驃服を去り、大紅を服し、宮に還る。反りて虞するに、主を立つること禮の如くす。桑木の主は尺二寸、

謚を書せず。虞禮畢はるや、廟に祔すること、禮の如くす。

先に大駕の日に冠衣を諸宮諸殿に游ばせ、羣臣皆吉服して從ひ會すること儀の如くす。皇帝の近臣の喪服は禮の如くす。大紅を醉けば、小紅を服す、十一升、都布、練冠たり。小紅を醉けば、纖を服す。纖を醉けば、留黃を服し、冠は常冠たり。近臣及び二千石以下は皆留黃冠を服す。百官の衣は卑たり。服を變ずる毎

に、哭に從ひ陵に詣り會すること儀の如くす。祭るに特性を以てし、毛血・首を進めず。司徒・光祿勳 三爵を備ふること禮の如くす。

また、服虔・應劭と同時代の後漢末を生きた荀爽の對策（『後漢書』

卷六十二 荀韓鍾陳列傳）には、

往者に孝文は勞謙し、行は儉に過ぎ、故に遺詔有りて日を以て月に易ふ。此れ當時の宜にして、之を萬世に貫くべからず。……昔丞相の翟方進は、自ら宰相に備はるを以て、敢て制を踰へず。母の憂に遭ふに至り、三十六日にして除す。

とあり、文帝と翟方進を取り上げて短喪制について述べている。ここで注目したいのは、文帝遺詔を「此れ當時の宜にして、之を萬世に貫くべからず」と、あくまで便宜的なものと捉えていること、そして、應劭と同じく「以日易月」の語を用いて遺詔を捉えている點である。應劭と荀爽はほぼ同時代の人々なので、その先後を確定することは困難であるが、「以日易月」と文帝遺詔を結びつけることは、後漢末より始まるとして見てよいだろう。

(2) 魏晉南北朝

魏晉においても、漢代に引き續いて薄葬短喪は積極的に君主達に受け入れられていく。『晉書』卷二十 禮志中には、

漢禮は、天子崩ずるや、不豫より登遐及び葬に至るまで、喪紀の制は、夫の三代と變易す。魏晉以來、大體漢に同じ。然れども漢文喪禮の制を革めてより、後代之に邊ひ、三年の禮を復すこと無し。……宣帝、景帝の崩ずるに及ぶや、並びに權制に從ふ。

とあり、漢の文帝以降、晉の宣帝司馬懿・景帝司馬師に至るまで、多くの皇帝が三年喪を行わずに、漢文帝の「權制」に従つてゐることが確認できる。また、『晉書』卷三十四 羊祜列傳には、

初め、文帝崩するに、(羊)祜 傳玄に謂ひて曰く、「三年の喪は、貴しと雖も服を遂げ、天子より達す。而れども漢文之を除き、禮を毀ち義を傷け、常に以て歎息す。……」。玄曰く、「漢文は末世淺薄にして國君の喪を行ふこと能はざるを以ての故に因りて之を除く。之を除くこと數百年にして、一日復古するも、行い難き也。」とあり、常例である三年喪が行われないことが嘆息されではいるが、文帝の短喪制が既に數百年も行われて慣例となつており、もはや正式な三年喪の實行は困難であるという當時の實状が窺える。そして、この傾向は南北朝時代でも續く。

(天保十年)冬十月甲午、帝暴かに晉陽宮德陽堂に崩ず、時に年三十一。遺詔に、凡そ諸の凶事は一に儉約に依れ。三年の喪は、達禮と曰ふと雖も、漢文革創し、通行すること昔よりし、義焉に存する有れば、之に同じくして可也。喪月の斷限は三十六日を以てせよ。

(『北齊書』卷四 文宣帝紀)

(皇建二年)十一月甲辰、詔して曰く、「……其の喪紀の禮は、一に漢文に同じくし、三十六日にして、悉く公除に從へ。」

(『北齊書』卷六 孝昭帝紀)

(太建十四年春正月)甲寅、宣福殿に崩ず、時に年五十三。遺詔に、……日を以て月に易ふるは、既に通規有り、公除の制は、悉く舊準に依れ。

(『陳書』卷五 宣帝紀)

この様に南北朝の諸皇帝は、文帝の遺詔を自身の遺詔に取り込み、「以日易月」を用いた應劭注に基づいた短喪を指示しているのである。⁽²⁵⁾

(3) 短喪制への批判

以上の如く、文帝遺詔に基づいた短喪制は、漢の滅⁽²⁶⁾後も行われたわけであるが、勿論、文帝の短喪制が經書から逸脱していることは周知の事實であり、常に批判の對象となつていていた。早くは荀爽が前述の對策の中で「此れ當時の宜にして、之を萬世に貫くべからず」と述べているように、短喪制はあくまで便宜的な制度であった。そしてこういった短喪制批判の中でも特に目を引くのは、諒闇心喪制を提倡した杜預である。杜預は、

杜元凱以爲へらく、古者、天子諸侯三年の喪、始めは同に齊軼、既に葬むれば服を除し、諒闇して以て居り、心喪して制を終へ、士庶と禮を同じくせず。漢氏秦を承け、天下を率ひ天子の爲に終服三年。文帝其の久しく行ふべからざるを見、而も古典を知らず、更めて意を以て祥禫を制し、喪を除き吉に即かしむ。

(『通典』卷八十 凶禮二)

と批判し、「古典」に基づかない文帝の短喪制に代わって、主として『左氏傳』を論據とする諒闇心喪制を提倡するに至つたのである。この諒闇心喪制とは「天子や諸侯が服喪中も政務が取れるように、實際の喪服を既葬までとする經說⁽²⁷⁾」で、後に文帝遺詔に基づく短喪制と併用される様になる。なお杜預が、「意を以て祥禫を制し、喪を除き吉に即かしむ」と述べていることから、彼もまた應劭の注釋によつて、遺詔を理解していたと判断できる。この例からも應劭注が廣く受容されていたことが窺えよう。

以上の様に、文帝の遺詔とそれに付隨した應劭の「以日易月」説は、批判を受けつつも魏晉南北朝時代においても短喪制の論據として大きな影響を與え續けていくが、その傾向は唐代においても変わることはない。続けて唐代における影響を検討していきたい。

四、唐代における文帝遺詔の影響

唐の歴代皇帝も漢の文帝遺詔を論據として、遺詔を作成し短喪を指示していった。⁽³⁴⁾ここでは、「唐大詔令集」卷十一及び十二に収録されている歴代皇帝の遺詔を検討していきたい。まずは高祖遺詔である。

(1) 高祖遺詔

朕漢文の遺詔を覽る毎に、懲懃に嘆す。以爲へらく、「今世に當りて、咸生を嘉して死を惡み、葬を厚くして業を破り、服を重くして生を傷ふ。吾れ甚だ取らず。且つ朕は既に不徳にして、以て百姓を佐くること無し、今崩するに、又た服を重くし臨皆服を釋け。嫁娶飲酒食肉を禁ずること無かれ」と。此れ豈に天命に深達し、百姓を哀矜する者に非ずや。又た魏文の終制も、亦た取るべきもの有り。朕徳の古人に愧づることあると雖も、豈に景行を忘れんや。屬續の後、三日にして便ち殮し、文武官人三品已下は三日朝晡哭臨し、十五たび音を擧げ、事訖はれば便ち出でよ。四品已上は、朝堂に臨み、殿中の當に臨すべき者は、朝夕の臨時に非ざれば、擅哭するを得る無かれ。其れ方鎮獄牧の在任の官人は、各おの治所に於いて舉哀すること三日にせよ。且つ

表 唐皇帝の遺詔内容の変遷

遣詔の内容	皇帝(没年)
①皇帝の即位前倒位	太宗(655)
②家宰を攝する者の指名	高宗(683)
③服記を以日易月による	唐玄宗(716)
④新皇帝の聽政・小祥・大祥・釋服等の期限	玄宗(760)
⑤派遺官の赴京の禁・住所に緊張	肅宗(762)
⑥天下人吏百姓はa出處三日で釋服	代宗(779)
b婚娶・祠祀・飲酒・食肉等を禁ぜず	德宗(806)
c釋服後の舉樂を禁ぜず	順宗(806)
	憲宗(820)
	穆宗(824)
	文宗(840)
	武宗(846)
	宣宗(873)
	懿宗(873)
	僖宗(888)
	昭宗(902)
	哀宗(934)
	愍宗(950)
	恭宗(959)
	惠宗(976)
	顯宗(984)
	肅宗(993)
	景宗(1009)

以上は高祖遺詔の後半、自身の葬禮に關する部分である。漢の文帝遺詔からの引用や、その文言を踏まえていける箇所が多くあり（傍線部）、服紀に關しても「漢制に從」い、「日を以て月に易」えるよう指示するなど、文帝遺詔と應劭説の影響を色濃く受けている。この傾向は、次代の太宗以下にも引き継がれていくのであるが、ここで金子修一氏らの作製による表「唐皇帝の遺詔内容の變遷」を借りて、歴代皇帝の遣詔の概略について確認したい。⁽³⁸⁾

今王師四討し、軍機急速たり。小熾既に竟れば、嗣子は宜しく別所に於いて事を視るべし。軍は國の大事、停闕するを得ず、尋常の間務は、之を有司に任せよ。其の服の輕重は悉く漢制に従ひ、日を以て月に易ふるを、事に於いて宜しきと爲す。其の園陵制度は、務めて儉約に從ひ、漢魏を斟酌して、以て規矩と爲せ。古辟卿士、孝子忠臣、送往事居、朕が意に違ふこと勿かれ。(5)

△をつけてある)

表の一(3)「服紀を以日易月による」の項から、肅宗・代宗を除く皇帝が「以日易月」の語を用いて短喪の指示を出していふことが確認できる。杜預の批判に加えて、太宗以降は顏師古の批判(前述の『漢書』注)が登場したものの、依然として「以日易月」に基づく應劭説が大きな影響を與えていることが窺えよう。また、歴代皇帝の遺詔には「其れ喪紀及び山陵の制度は、一に漢制故事に依れ」(睿宗遺詔)、「漢文の至言、朕の遵慕する所なり」(憲宗遺詔)、「且つ累朝の遺制は、畢く山陵に及ぶまで、漢文薄葬の詞を以て、列聖循常の命と爲す」(僖宗遺詔)などの文言が見え、漢の文帝遺詔は唐代においても皇帝達から尊重されていったのである。

(2) 唐代における短喪制の變遷

政のみを規定⁽⁴⁾)。ところが、玄宗以降から「④新皇帝の聽政・小祥・大祥・釋服等の期限」とある様に、服紀の日數や小祥等の期限を指示する遺詔が登場する。

(貞觀)二十二年五月、禮部尚書許敬宗奏して言ふ、「伏して遺詔を奉るに、臣下の喪服は、日を以て月に易へ、皆三十六日の限に從へ」と。

『舊唐書』卷一百一十九

(常) 袞 禮司と群臣の喪服を議するに及んで曰く、「禮を案ずるに、君の爲には斬衰三年。漢文の權制は、猶ほ三十六日。國家、太宗崩するや、遺詔も亦た三十六日なるも、群臣之を延ばし、既に葬りて除す、約四月也。高宗崩するや、服紀輕重は、漢の故事の如し、武太后崩するも亦た然り。玄宗、肅宗崩するに及び、始めて天子の喪を變じて二十七日と爲す……」と。⁽⁴⁾

とある。この『唐會要』及び『舊唐書』の記述から、遺詔の指示する服紀は、睿宗までは前代と變わらず三十六日間で、玄宗からは新たに二十七日間に變更されたことが確認できる。それでは、變化の始まつた玄宗遺詔を詳しく検討したい。

ただし、ここで注意しておきたいのは、表の「④新皇帝の聽政・小祥・大祥・釋服等の期限」の項である。前述の通り、漢の文帝は「埋葬後、三十六日間の喪に服せ」と服紀を指示したのだが、睿宗以前の唐の皇帝は、高祖遺詔の如く服紀を「日を以て月に易」えるよう指示はするものの、服紀の日數や小祥等の期限を定めてはいなかった（表では高祖と睿宗の箇所に「△」がついているが、兩者共に新皇帝の聽

(3) 玄宗遺詔での變更點

皇帝宜しく三日にして聽政し、十三日にして小祥、二十五日にし

て大祥、二十七日にして服を釋くべし。日を以て月に易ふること

固より前聞有り。⁽⁴⁾

玄宗遺詔は、「日を以て月に易ふること固より前聞有り」と「以日易月」の語を用いて、睿宗以前と同じく應劭の解釋を繼承して短喪を指示しているが、「皇帝宜しく三日にして政を聽き、十三日にして小祥、二十五日にして大祥、二十七日にして服を釋くべし」と、細かく「小祥」「大祥」「禫」までの日數を規定している。一讀して分かる通り、この「十三日にして小祥、二十五日にして大祥、二十七日にして服を釋くべし」とは、まさしく三年喪（鄭玄の二十七ヶ月説）の「十三月日に小祥、二十五月日に大祥、二十七月日に禫」に對應するものである。この玄宗遺詔は、應劭説を踏まえつつも、その服紀を從來の三十六日から二十七日に短縮して、正確に「日を以て」三年喪の月數に「易」えているのである。

また、玄宗遺詔における三年喪の月數と「以日易月」の解釋は、三年喪の月數が鄭玄、「以日易月」は馬融と王肅に基づいているが、玄宗期に成立した『大唐開元禮』では、
王公以下皆三月にして葬むる、…十三月にして小祥、…二十五月にして大祥、…二十七月にして禫祭す。
日を以て月に易ふとは、本服の周なる者は、之を哭すること十三日。大功は九日、小功は五日、總麻は三日なり。
と、三年喪の月數は鄭玄の二十七ヶ月説を、「以日易月」については、馬融王肅説を採用しており、玄宗遺詔は、當時の葬禮規定をも念頭に置いて、理論を組み立てているのである。

おわりに

以上の通り、漢代から唐代に至るまでの間、漢の文帝遺詔は薄葬と短喪の論據であり續けてきたが、短喪については遺詔單獨ではなく、應劭の解釋、特に「以日易月」と共に受容されていた。ここで何故遺詔單獨ではなく、「以日易月」が付隨していたかが問題となるが、それは渡邊氏の以下の所説が参考になろう。

氏は、三年喪短縮の故事である「文帝の故事」は、「漢家の故事」であるので、漢以後の王朝である魏や晉にとって故事では無くなってしまうが、晉の司馬孚は「文帝の故事」を「漢の權制」と呼んで、故事を「權」と捉えて儒教の論理に置き換えて考え、また杜預は短喪を經義により正當化するなど、「文帝の故事」を經學の中に取り入れていこうという動きは常に存在していた、と指摘している。⁽⁵⁾

この指摘に據れば、應劭もまた『儀禮』喪服傳の「以日易月」を援用して三年喪の正當化を試み、「文帝の故事」を儒教の論理に置き換えようとしていた、と理解できる。應劭の「以日易月」による遺詔解釋は、顏師古に「其の實は二十七月にして、豈に三十六月の文有らん。禫も又た七月無き也」と批判される様に不完全なものではあった。しかし玄宗に至って、從來の應劭説の様に經義を援用するだけではなく、「故事」自體を變化、しかもより短縮化するという逆轉の發想をもつて服紀を二十七日に變更し、鄭玄の二十七ヶ月説と完全に對應させることによって、應劭の「以日易月」説を補完した。そしてその結果、より合理的に文帝遺詔を經學に取りこむことが可能となつた。この様に「以日易月」は短喪制を實施するために必要不可缺な理論であった

のである。また、この問題に關連して一言付け加えるならば、後に「[徳の皇帝」と呼ばれ、儒教における理想的な君主と評された、漢の文帝が短喪制を指示したという點も、經義から逸脱した遺詔と短喪制の受容を考える上で注意すべきことであろう。

本稿において何度も述べた通り、父母の爲の三年の喪を短縮することは、儒教の理念においては、決して容認し得ないものである。しかし、歷代皇帝達はその理念と現實との溝を埋めるべく、先帝の「故事」、「權」や經義の援用などの儒教理論、そして「詔」という二者を組み合わせることによって、理念と現實とを結びつけ、短喪制を實行していくのである。なお、ここで何故玄宗期にこの様な變化が起つたかが問題となるが、これは短喪制のみならず、玄宗期の禮學、更には唐代の禮學や經學に對する幅廣い視座が必要となつて來るであらう。この問題に關しては、先ほどの文帝の問題と併せて今後の課題としていきたい。

注

- (1) 「孝」と三年喪の關係は以下に擧げる孔子の言葉が最も端的に表している。「宰我問三年之喪期已久矣。君子三年不爲禮、禮必壞。三年不爲樂、樂必崩。舊穀既沒、新穀既升、鑽燧改火、期可已矣。子曰、食夫稻、衣夫錦、於女安乎。曰、安。女安、則爲之。夫君子之居喪、食旨不甘、聞樂不樂、居處不安。故不爲也。今女安、則爲之。宰我出。子曰、予之不仁也。子生三年，然後免於父母之懷。夫三年之喪、天下之通喪也。予也有三年之愛於其父母乎？」（論語『陽貨篇』）
- (2) 漢代の「故事」については、好並隆司氏「前漢後半期の古制・故事を

めぐる政治展開」（『前漢政治史研究』研文出版、一九〇〇年に所收）、渡邊義浩氏「後漢における禮と故事」（渡邊義浩氏編『兩漢における易と三禮』汲古書院、一九〇六年に所收）を參照。

(3) 『漢書』では「長老」を作るが、『史記』卷十孝文本紀に收録されてゐる遺詔では「長幼」を作る。今、『史記』に従い「長幼」とする。

(4) 訓聞之、蓋天下萬物之萌生、靡不有死。死者天地之理、物之自然、奚可甚哀。當今之世、咸嘉生而惡死、厚葬以破業、重服以傷生。吾甚不取。且朕旣不德、無以佐百姓。今崩、又使重服久臨、以罹寒暑之數、哀人父子、傷長老之志、損其飲食、絕鬼神之祭祀、以重吾不德、謂天下何。朕獲保宗廟、以眇眇之身託于天下君王之上、二十有餘年矣。賴天之靈、社稷之福、方內安寧、靡有兵革。朕旣不敏、常畏過行、以羞先帝之遺德、惟年之久長、懼于不終、今乃幸以天年得復供養于高廟。朕之不明與、嘉之、其奚哀念之有。其令天下吏民。令到出臨三日、皆釋服。無禁取婦嫁女祠祀飲酒食肉。自當給喪事服臨者、皆無踐。絰帶無過三寸。無布車及兵器。無發民哭臨宮殿中。殿中當臨者、皆以旦夕各十五舉音。禮畢罷。非旦夕臨時、禁無得擅哭。以下、服大紅十五日、小紅十四日、纖七日、釋服。它不在令中者、皆以此令比類從事。布告天下、使明知朕意。霸陵山川因其故、無有所改。歸夫人以下至少使。

なお、「朕之不明與、嘉之、其奚哀念之有」に關しては、顏師古說（如、晉之說非也。與讀曰歟、音弋於反。帝自言或者豈朕見之不明乎、以不可嘉爲嘉耳。然朕自謂得終天年供養高廟、爲可嘉之事、無所哀念也。今俗語猶然、其意可曉矣）によつた。

(5) 當該箇所には、「伏儼曰、踐、翦也。謂無斬衰也。孟康曰、踐、跣也。晉灼曰、漢語作跣。跣、徒跣也。師古曰、孟、晉「說是也」という注が付けられており、「踐」を裸足とする説と、斬衰とする説がある。本稿では裸足とする説をとる。

(6) なお、『史記集解』は服度及び應劭を、『史記索隱』は劉德を、『史記

正義』（『史記會注考證』に所收の佚文）は顏師古を引用している。

（7）服虔曰、皆當言大功小功布也。纖、細布衣也。

（8）後述の翟方進傳に付けられた顏師古注を参照。

（9）應劭曰、紅者、（中）「小」祥大祥以紅爲領緣。纖者、禫也。凡三十六日而釋服矣。此以日易月也。なお、この注は『後漢書』禮儀志下 大喪の劉昭注にも引用されているが、當該箇所について、盧文弨『續漢書志注校正』（『群書拾補』所收）は「中祥」を「小祥」に改めている。今、

これに従う。

（10）『禮記』檀弓に「練、練衣、黃裏縗縑」とあり、鄭注に「小祥、練冠練中衣、以黃爲內、縗爲飾。黃之色卑於纖。縗纖之類明外除」とあり、『釋文』に「縗、七絰反。淺赤色、今之紅也。纖、悅絰反。下注同。薰本又作纖、許玄反」とある。

（11）詳しくは藤川正數氏『魏晉時代における喪服禮の研究』第四章「無服の殯について」（敬文社、一九六〇年）を参照。

（12）傳曰、……年十九至十六爲長殯、十五至十二爲中殯、十一至八歲爲下殯、不滿八歲以下皆爲無服之殯。無服之殯、以日易月。以日易月之殯、殯而無服。（『儀禮』喪服傳）

（13）以日易月、謂生一月者、哭之一日也。殯而無服者、哭之而已。（『儀禮』喪服傳 鄭注）

（14）王肅馬融以爲、日易月者、以哭之日易服之月。殯之期親、則以旬有三日哭、總麻之親者、則以三日爲制。（『儀禮』喪服傳 賈疏引）

（15）詳しくは藤川氏前掲書の第四章「無服の殯について」を参照。

（16）晉灼曰、漢書例以紅爲功也。

（17）「紅」を「功」と讀む例は、『漢書』卷五 景帝紀に「夏四月、詔曰、雕文刻鏤、傷農事者也。錦繡纂組、害女紅者也」とあり、注に「應劭曰、纂、今五采屬絳是也。組者、今綬紛條是也。臣瓊曰、許慎云、纂、赤組也。師古曰、瓊說是也。絳、會也。會五絹者、今謂之錯絹、非纂也。紅

讀曰功。絳音子內反。條音它牢反」とある。また賈誼『新書』卷八六術には「喪服稱親疏以爲重輕。親者重、疏者輕。故復有謚衰、齊衰、大紅、細紅、總麻備六、各服其所當服」とある。

（18）師古曰、紅與功同。服管「說是也。此喪制者、文帝自率己意創而爲之、非有取於周禮也、何爲以日易月乎。三年之喪、其實二十七月、豈有三十

六月之文。禫又無七月也。應氏既失之於前、而近代學者因循謬說、未之思也。

（19）鄭玄は、大祥の月から一ヶ月挿んで二七ヶ月目に禫を行ふとし、王肅は大祥と同月、二五ヶ月目に禫を行うと説く。

（20）及後母終、既葬三十六日、除服起視事、以爲身備漢相、不敢踰國家之制。【注】師古曰、漢制自文帝遺詔之後、國家遵以爲常。大功十五日、小功十四日、總麻七日。方進自以大功故云不敢踰制。なお『漢書補注』には「何焯曰、後書安帝紀、元初三年、初聽大臣二千石刺史行三年喪。注云、文帝遺詔以日易月、於後大臣遂以爲常、至此復遵古制。方進之事是其徵也。沈欽韓曰、三十六日既葬後、則不計未葬前月日。舊唐書張柬之傳、弘文館直學士王玄感著論云、三年之喪、合三十六月。豈誤會漢以日易月歟」とある。

（21）故事、百官五日一會臨、故吏一千石・刺史・在京都郡國上計掾史皆五日一會。天下吏民發喪臨三日。先葬一日、皆旦晡臨。既葬、釋服、無禁嫁娶、祠祀。佐史以下、布衣冠幘、經帶無過三寸、臨庭中。武吏布經大冠。大司農出見錢穀、給六丈布直。以葬、大紅十五日、小紅十四日、纖七日、釋服。

（22）皇帝皇后以下皆去纏服、服大紅、還宮。反（廬）「虞」、立主如禮。桑木主尺二寸、不畫諱。虞禮畢、祔於廟、如禮。
先大駕日游冠衣于諸宮諸殿、羣臣皆吉服從會如儀。皇帝近臣喪服如禮。醉大紅、服小紅、十一升都布練冠。醉小紅、服纖。醉纖、服留黃、冠常冠。近臣及二千石以下皆服留黃冠。百官衣卑。每變服、從哭詣陵會如儀。

祭以特牲、不進毛血首。司徒・光祿勳備三爵如禮。

之喪故因而除之。除之數百年、一旦復古、難行也』。

なお、渡邊義浩氏主編『全譯後漢書』第四冊 禮儀志（汲古書院、二〇〇五年）は、栗原朋信「木主考（試論）」（『中國古代史研究』第一、吉川弘文館、一九六五年、『上代日本對外關係の研究』吉川弘文館、一九七八年に所收）が、「反廬」を「反虜」の誤りとしているのにより、「反虜」としている。本稿でも栗原氏、渡邊氏に従い、「反廬」を「反虜」とする。

(26) 之喪故因而除之。除之數百年、一旦復古、難行也。冬十月甲午、帝暴崩於晉陽宮德陽堂、時年三十一。遺詔、凡諸凶事一依儉約。三年之喪、雖曰達禮、漢文革創、通行自昔、義有存焉、同之可也。喪月之斷限以三十六日。『北史』には「冬十月甲午、帝暴崩於晉陽宮德陽堂、時年三十一。遺詔、凶事一從儉約、喪月之斷限、以三十六日」とある。

(23) 往者孝文勞謙、行過乎儉、故有遺詔以日易月。此當時之宜、不可貴之萬世……。昔丞相翟方進、以自備宰相、而不敢踰制。至遭母憂、三十六日而除。

(27) 十一月甲辰、詔曰、……其喪紀之禮一同漢文、三十六日悉從公除。山陵施用、務從儉約。『北史』には「十一月甲辰、詔曰、……其喪紀之禮一同漢文、三十六日、悉從公除。山陵施用、務從儉約」とある。

なお王先謙「後漢書集解」は「故有遺詔以日易月」に注して「王補曰、漢文遺詔並無以日易月之語。此爽誤會詔意也。詔云以下、服大紅十五日、小紅十四日、纖七日、釋服。以下謂已葬。前固有服不盡三十六日。且古喪服二十七月不闋三十六月。何謂以日易之乎。唐世元肅二宗竟降三十六月爲二十七月。苟說誤之也。蔡邕上封事云、孝文皇帝制喪服三十六日。此尚可通以葬前無改也。朱子答餘正甫書、漢文葬後三易服三十六日而除。

讀漢書最審」と述べ、顏師古説を支持すると同時に、朱子の説も紹介している。また、「翟方進」について、李賢は「前書、翟方進爲丞相、遭後母憂、行服三十六日起視事、曰、不敢踰國制也」と注し、王先謙は「王補曰、前書、翟方進傳後母終、既葬三十六日、除服。此所謂國制也。」と注す。翟既誤以文帝遺詔爲以日易月。因刪此既葬二字以合之、斯爲巨謬」と注している。

(29) 南北朝時代の葬禮については、田沼眞二氏「南朝皇帝の喪禮の變遷(1)
宋・南齊王朝を中心」(『國學院大學碩期大學紀要』三十五號、二
〇〇〇年)を始めとする、一連の論文を参照。

(31) 杜元凱以爲、古者天子諸侯三年之喪、始同齊斬、既葬除服、謚闇以居、心喪終制、不與庶同禮。漢氏承秦、率天下爲天子終服三年。文帝見其不可久行、而不知古典、更以意制祥禪、除喪即吉。

(24) 漢禮、天子崩、自不豫、至於登遐及葬、喪紀之制、與夫三代變易以來、大體同漢。然自漢文革喪禮之制、後代遵之、無復三年之禮。及宣帝、景帝之崩、竝從權制。魏晉

(25) 初，文帝崩，祐謂傅玄曰：「三年之喪，雖貴遂服、自天子達。而漢文除之，毀禮傷義，常以歎息。……」玄曰：「漢文以末世淺薄不能行國君

(32) 渡邊氏前掲論文「杜預の諒闇制と皇位繼承問題」
(33) 渡部眞弓氏「日・中葬儀禮の比較研究——日本古代及び中國唐代を中心にして——」『國學院大學日本文化研究所紀要』第七十一輯、一九九三年）
を参照。

の研究」（學生社、二〇〇一年）及び金子修一氏による「大唐元陵儀注試釋（一）」（『山梨大學人間科學部紀要』、二〇〇二年。二〇〇九年七月現在）（八）まで及び「大唐元陵儀注附祭註釋」が發行）に詳しい。

（35） 肢每覽漢文遺詔、愍憇嘆焉。以爲、「當今之世、感嘉生而惡死、厚葬以破業、重服以傷生。吾甚不取。且朕既不德、無以佐百姓、今崩、又使重服久臨、以罹寒暑之數、以重吾之不德、謂天下何。吏民令到、出臨三日皆釋服。無禁嫁娶、飲酒食肉」。此豈非深達天命、哀矜百姓者歟。又魏文終制、亦有可取。朕雖德愧古人、豈忘景行。屬續之後、三日便殮、文武官人三品已下三日朝晡哭臨、十五舉音、事訖使出。四品已上、臨於朝堂、殿中當臨者、非朝夕臨時、無得擅哭。其方鎮獄牧在任官人、各於治所舉哀三日。且今王師四討、軍機急速。小殮既竟、嗣子宜於別所視事。軍國大事、不得停闕、尋常開務、任之有司。其服輕重悉從漢制、以日易月、於事爲宜。其園陵制度、務從儉約。斟酌漢魏、以爲規矩。百辟卿士、孝子忠臣、送往事居、勿違朕意焉。なお、「舊唐書」卷一高祖本紀にも（貞觀）九年五月庚子、高祖大漸、下詔、既殯之後、皇帝宜於別所視軍國大事。其服輕重、悉從漢制、以日易月。園陵制度、務從儉約」とある。表は、前掲の「大唐元陵儀注試釋（一）」に所收。

なお参考資料として各遺詔から短喪制及び漢の文帝に言及している部分を摘録する。

太宗遺詔「其服紀輕重、宜依漢制、以日易月。園陵制度、務從儉約。

昔者、霸陵不掘、則朕意焉」。

高宗遺詔「其服紀輕重、宜依漢制、以日易月。於事爲宜。園陵制度、務從節儉。軍國大事有不決者、兼取天后進止」。

睿宗遺詔「以日易月、行之自久。厚葬傷生、可以深諱。其喪紀及山陵

制度、一依漢制故事」。

玄宗遺詔「皇帝宜三日而聽政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日而釋服。以日易月固有前聞」。

漢の文帝遺詔と短喪制の行方

肅宗遺詔「應緣朕喪事制度、竝准聖皇遺詔」。
代宗遺詔「皇帝宜三日而聽政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日而釋服」。

德宗遺詔「日易之制、宜遵舊典。文武官等朝晡哭臨、十五舉音。朕每覽漢史、至孝文薄葬之詔、未嘗不嘆息嘉尚、緬慕其風」。

順宗遺詔「皇帝易月之制、抑惟舊章。皇帝宜三日而聽政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日釋服。……今又重勞營奉、朕所哀矜。況漢魏二文

皆著遺令、永言景行、常志夙心」。

憲宗遺詔「皇帝易月之制、皆依舊典。文武官等朝晡哭臨、十五舉音。其喪儀及山陵制度、務從儉約。嗚呼、始終常禮、奚可甚哀。漢文至言、朕所遵慕」。

穆宗遺詔「易月之制、宜遵舊典」。

文宗遺詔「以日易月、宜遵舊章。皇帝三日而聽政、二十七日釋服。漢文薄葬、朕實慕之」。

武宗遺詔「以日易月、抑惟舊章。皇帝三日而聽政、二十七日而釋服。……漢文薄葬、常所慕之」。

宣宗遺詔「以日易月、宜遵舊制。皇帝三日而聽政、二十七日而釋服。……前漢與後魏孝文、俱從薄葬、朕甚慕之」。

懿宗遺詔「軍國務殷、豈可久曠。況易月之制行之自古。皇帝宜三日而聽政、二十七日釋服。……薄葬之禮、宜遵漢魏之文」。

僖宗遺詔「以日易月、抑惟舊章。皇帝三日而聽政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日釋服。……且累朝遺制、畢及山陵、以漢文薄葬之詞、爲列聖循常之命」。

（37） 肅宗と代宗は遺詔において、「以日易月」と明記していないが、肅宗遺詔には「應緣朕喪事制度、竝准聖皇遺詔」とあって玄宗遺詔を踏襲するよう指示し、代宗遺詔には「皇帝宜三日而聽政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日而釋服」とあって玄宗遺詔と同じ形式を用いているこ

とから、肅宗と代宗は歷代皇帝と同じく、遺詔にて「以日易月」を用いた短喪制を指示していたと見なして良かろう。

(38) 應劭説は三年喪の月數議論にも影響を與え、王元感は應劭説などを論據に三十六ヶ月説を主張している。詳しくは島一氏「張東之・王元感の三年喪禮説とその周邊」(『中國哲學』第二十七號、北海道中國哲學會、一九九八年)を参照。

(39) 遺詔の原文は注(36)を参照。

(40) 高祖遺詔に「小斂既竟、嗣子宜於別所視事」とあり、また睿宗遺詔に「小斂之後、宜卽別處視事」とあり、共に小斂の終了後に聽政するよう指示している。

(41) 二十三年五月、禮部尚書許敬宗奏言、「伏奉遺詔、臣下喪服、以日易月、皆從三十六日之限。但大行在殯、皇帝主喪。山陵事畢、方釋衰絰。依禮、近臣君服斯服、敢緣斯義。請延至葬畢後除」。從之。(『唐會要』卷三十七 服紀上)

(42) 及玄與禮司議群臣喪服、曰、「案禮、爲君斬衰三年。漢文權制、猶三十六日。國家太宗崩、遺詔亦三十六日、而群臣延之、旣葬而除、約四月也。高宗崩、服(絕)〔紀〕輕重、如漢故事、武太后崩亦然。及玄宗、肅宗崩、始變天子喪為二十七日。」

なお、「服(絕)〔紀〕」についてであるが、中華書局標點本の校勘記には「服絕輕重 合鈔卷一七〇崔祐甫傳絕字作紀」とある。遺詔中に「服紀」という語が頻出する事からも、「絶」に作るのは誤りであろう。今、校勘記に従い「絶」を「紀」に改める。

(43) 原文は注(36)を参照。

(44) 王公以下皆三月而葬…、十三月小祥…、二十五月大祥…二十七月禫祭。

(『大唐開元禮』卷一百三十一 凶禮 五服制度 總論節制)

以日易月、本服周者、哭之十三日。大功九日、小功五日、總麻三日。(同卷一百三十一 凶禮 五服制度 大功の「爲子女子子之長殤中殤」の注)

(45) 渡邊義浩氏編『兩漢における易と三禮』(汲古書院、一〇〇六年)の

第一部「兩漢における三禮の展開」の「渡邊報告への質疑應答」に「三年喪への故事である「文帝の故事」は「漢家の故事」でありますので、漢が終わると當然、次の王朝である魏、あるいは晉にとってこれは故事で無くなるわけです。そうしたとき、晉の司馬孚は、「文帝の故事」のことを「漢の禮制」と呼んでおります。故事のことを「禮」と考へ、儒教の論理に置き換えて考えていく、そういう議論をしております。したがって、「文帝の故事」を經學の中に取り入れていこうという動きは常に存在しております。具体的には杜預が短喪を經義により正當化したこと、報告の最後に述べたとおりであります」(田中麻紗巳氏のコメント)に對する渡邊氏の應答)とある。

また短喪制と同じく、封禪も後漢以降は經義の中に取り込まれていく。詳しくは池田雅典氏「封禪儀禮に關する一考察——光武帝の「封」を視點として——」(『大東文化大學漢學會誌』第四十七號、二〇〇八年に所收)を参照。

(46) 文帝の儒家思想や後世における評價については、詳しくは薄井俊二氏「漢の文帝について——皇帝としての權威確立問題、及び對匈奴問題をめぐって——」(『埼玉大學紀要教育學部(人文・社會科學)』第四十四卷第一號、一九九五年に所收)、同氏「前漢の文帝における儒家的皇帝像(その一)」(『埼玉大學紀要教育學部(人文・社會科學II)』第四十八卷第一號、一九九九年に所收)、佐藤達郎氏「前漢の文帝——その虛像と實像——」(『古代文化』第五十二卷第八號、二〇〇〇年に所收)、上野由美子氏「前漢文帝期の政治における一考察」(『史憲』第五十八號、二〇〇一年に所收)を参照。